

東山御文庫別置御物について

白石 烈

はじめに

本稿は京都御所東山御文庫の御物群のうち、勅封御物とは別個に収蔵される「別置御物」（別置文書、別置本ともいう）について、主としてその発生の経緯について分析することを眼目とする。

別置御物とは、臨時東山御文庫取調掛が大正十三年（一九二四）十月から昭和二年（一九二七）六月にかけて整理した結果、第一番から第一八五番として確定された勅封御物に組み込まれなかった御物を主体とするものである。しかし、それは勅封御物より史料的价值が低いことを意味するわけではない。たとえば、現在は宮内庁書陵部図書課図書寮文庫に所蔵されている史料群（冷泉家旧蔵の「長秋記」・「平兵部記」⁽¹⁾、金沢文庫旧蔵の「類聚三代格」・「新任弁官抄」⁽⁴⁾・「西宮記」⁽⁵⁾）は、もともとは別置御物だったもので、平成元年（一九八九）に国有財産となった後に宮内庁三の丸尚蔵館所蔵となり、平成二十年（二〇〇八）の管理換によって書陵部所蔵とされたものである。なかでも平安時代後期の源師時の日記である「長秋記」は自筆原本が現存しない

なか、最古写本として知られ、「新任弁官抄」も最古写本できわめて貴重な史料とされる⁽⁶⁾。また、「類聚三代格」四巻は早くからその重要性が知られ、そのうち三巻が『新訂増補国史大系二五 類聚三代格・弘仁格抄』中の底本に採用されている⁽⁷⁾。他にも朝廷の女官による「御湯殿上日記」も別置御物として東山御文庫に収蔵されているが、是澤恭三氏の研究によりその存在と概要が紹介されている⁽⁸⁾。

しかし、これら重要な史料の紹介も断片的なものとどまり、たとえば別置御物と勅封御物の選別基準など、基礎的な部分に関することもほぼ何も解明されていないのが現状である。当然、別置御物全体を把握できる悉皆調査も行われておらず、不明な点の多い御物群である。

これらの状況に鑑み、宮内庁書陵部編修課では東山御文庫を管理する宮内庁侍従職と協議のうえ、平成十九年度より、所掌事業の必要性に加え、学界への史料提供という観点から別置御物の調査とマイクロフィルム撮影が許可されている。調査・撮影が終了し、書陵部図書寮文庫出納係においてマイクロフィルムの利用が可能となったものは、順次『書陵部紀要』彙報欄に「東山御文庫別置本」として掲載されている⁽⁹⁾。ただし、既述したように別置御物

の基本的性格に関する部分も不明なままである以上、これらの諸点を明らかにしない限り、利用の観点からも好ましくない状況が続くことになろう。

そこで本稿では、別置御物調査がなお途中の段階ではあるが、現在確認できた史料に基づいて東山御文庫別置御物の概要について明らかにしたい。また、別置御物も新たに勅封に組み込まれた御物も、もともとは同じ御物群を母体としており、両者の確定作業は表裏一体の関係にあったともいえる。そのため、本来は臨時東山御文庫取調掛の活動の実態を踏まえて論じなければならぬが、紙幅の関係上、本稿では別置御物に関する部分のみを取り上げ、詳細は別稿（「臨時東山御文庫取調掛の活動について」〔古文書研究〕七七号、二〇一四年）掲載予定）で論じることとする。

第一章 東山御文庫御物の構成

本論の前提として、臨時東山御文庫取調掛が整理を開始した時点での東山御文庫御物の構成について概括しておく。これについては北啓太氏の先行研究^⑩があるので、基本的にそれに依拠しつつ、「長秋記」・「平兵部記」について新たに付け加えることとする。

（一）勅封御物（現在の勅封第一番から第一〇〇番）

明治五年（一八七二）段階で京都御所の広庭にあった文庫に所蔵されていた九八箱の過半を主体に構成されたもの。明治三十八年に勅封一〇〇番が確定。第三五番と第五〇番がそれぞれ甲・乙二箱あるため、全一〇二箱。臨時東山御文庫取調掛の整理以前の現状を示す目録として、「東山御文庫御物目録」一〇五^⑪がある。なお、本稿では臨時東山御文庫取調掛の調査以前に既に

勅封とされていたこれら第一〇〇番までの御物群を便宜上、第一期勅封御物と称し、第一〇一番から第一八五番までを第二期勅封御物と称することとする。

（二）引継宸翰（現在の勅封第一〇一番から第一四〇番）

明治十二年の御書籍御道具取調掛および宸翰御用掛から同十九年の侍従職宸翰掛により東京にて整理されたもの。明治二十四年四月に整理終了して引き継がれ、明治三十六年京都にもたらされた。全四〇箱。大正四年段階での現状を示す目録に「引継宸翰目録」一〇四^⑫がある。

（三）三十三年調宸翰（現在の勅封第一四一番から第一六七番）

臨時東山御文庫取調掛では「三十三年引継宸翰」と呼称された。明治二十六年、宮内省内事課から侍従職へ引き渡され、同三十三年に調査されたもの。同三十六年九月京都に送られ、東山御文庫に収められた。一部は明治十三年宸翰御用掛により整理されたものが確認されている。大正五年段階での現状を示す目録に「三十三年宸翰目録」^⑬がある。全二七箱。

（四）干支宸翰（現在の勅封第一六八番から第一七九番）

箱に十二支の子から亥までの番号が付けられていることから干支宸翰と称される。明治期に京都から東京へ移送された御物群の一部でもある。明治二十四年宸翰掛により「体裁ヨキ様取纏メ」たものという。かなりの部分が孝明天皇の宸翰または御手許の文書類とみなせるとされる。大正二年九月、東京より京都に送られた。大正七年段階での現状を示す目録に「干支宸翰目録」一〇三^⑭がある。全一二箱。

（五）侍従封御物（一部が現在の勅封第一八〇番から第一八三番）

もともとは宮内大臣封だったが大正九年に侍従封に改められたもの。洞裏

日記・院中番衆所日記・洞院家記・和歌・勘文・覚書・拔書・女房奉書・絵図・典籍等、様々なものがある。そのうち「洞院家記」（現在の勅封第一八〇番）は、明治五年段階で他の御物群と一緒だったことが確認されている。

大正六年段階での現状を示す目録に「侍従封目録」⁽¹⁵⁾がある。全六箱。

(六) 記印御物（一部が現在の勅封第一八四番）

江戸時代の女房日記や帳簿類等の実務的書類を主体としたもの。大正九年段階での現状を示す目録に「記印目録」⁽¹⁶⁾がある。全一三箱。

(七) 番外御物（現在の勅封第一八五番）

明治天皇宸翰・昭憲皇太后御筆を納める。著名な五箇条御誓文がある。大正年間の現状を示す目録に「明治天皇宸翰其他雑々 昭憲皇太后御筆目録」⁽¹⁷⁾がある。その題簽書き込みには、大正七年九月に侍従清水谷実英が「東京ヨリ差廻シノ分」とあるので、この時東山御文庫に収められたとみられる。全一箱。

(八) 長秋記・平兵部記（勅封御物に組み込まれず）

「長秋記」二二巻、「平兵部記」一四巻。大正二年冷泉家からの買上品。⁽¹⁸⁾

「長秋記」は平安時代後期の源師時の日記。「平兵部記」は平安時代末期の平信範の日記。宮内庁三の丸尚蔵館を経て現在宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。目録は確認できていないが、一箱に収められていたようである。なお、買い上げ直後は大正天皇の御手許品として宮内省大臣官房総務課で保管され、大正六年四月に図書寮で開催された展覧会で展示されている。⁽¹⁹⁾東山御文庫に送られたのはそれ以降になろう。

第二章 臨時東山御文庫取調掛の具体的方針

臨時東山御文庫取調掛は大正十四年十月二十三日に構成員の辞令が発令され、翌々二十五日に京都御所において最初の会議が開かれた。以後、昭和二年六月の事業終了までの間、筆者が確認できただけで一回（うち一回は東京において開催）の会議が開かれている。特に十月二十五日の第一回会議⁽²⁰⁾では調査全般にわたる方針が決定されているが、ここでは別置御物に関する項目を抜き出し、あわせてその後の変更点も記すことにする。

(一) 整理および保存に関する件

① 「勅封ハ勿論、各箱ハ成ルベク現状ヲ尊重シ、移動変更ヲ加ヘ」ないことを「原則」とする。

しかし、第一期勅封御物の分合は、「必要止ムヲ得サルモノ」を発見した場合⁽²¹⁾は「其都度主査以下全員ニテ決議」し、「掛長ノ指揮」を待つことにする。

② 第一期勅封御物以外の「各引継宸翰」の分合は「程度ニ依リ主査協議」のうえ行う。⁽²²⁾

(二) 調査に関する件

① 「旧目録」を参考にし、必要に応じて「新目録備考欄」に記入する。

② 「サシタル御伝来品ニアラスシテ、明ニ偽物ト認ムヘキモノハ之ヲ除外スルコト」

③ 引継宸翰と三十三年調宸翰の調査は、御内庭御文庫内の関連する短冊・御懷紙類も同時に整理したい。⁽²³⁾

(三) 目録作成に関する件

旧目録に基づいて「先ツ実物ノ調査」を行って、新たに「新目録ヲ作製」する。

以上のような方針で整理作業が行われていたのである。目録作成作業にあたっては、第一章で紹介した旧目録類に基づいて進められたことがわかる。また、別置御物との関係でいえば、特段の由緒もなく、かつ明白に偽物とわかる御物は除外するという基準が示されているのが重要である。さらに、第一期勅封御物の現状変更は行わないことを原則としつつ、やむを得ない場合は主査以下全員の決議に加えて取調掛長の判断を必要とさせるなど、最小限にとどめようとする姿勢が強い。勅封以外の御物の現状変更が主査の協議のみで行えるのとは対照的である。

第三章 勅封御物への「昇格」と別置御物への「除外」

第一節 各御物群からの除外御物の特定

まず、別置御物の概要を示した史料二点を掲載する(以下、引用史料の傍線部等は筆者による)。⁽²⁴⁾

【史料A】

(欄外書込)「辻・黑板 本伺書ハ六月廿五日工藤幹事御手許へ發送済」

一、旧引継第二拾二番

右、院中番衆所日記ハ女房日記等ト同類ナルヲ以テ、暫ク別置トシテ後日ノ決定ニ譲リ、旧第二拾三番ノ一部ヲ旧二拾二番箱ニ入レ換タシ、一、旧三十三年引継 二拾五番 院中番衆所日記等

一、旧侍従封 第一番 洞裏日記

一、同 第三番 院中番衆所日記

一、旧長秋記・平戸部記⁽²⁵⁾

右、別置トシ、更ニ後日ノ決定ニ譲リタシ、

一、旧記印(主トシテ女房日記)

右ノ内、光格天皇御宸翰類ヲ一箱トシテ新第一八四番トシ、他ノ女房

日記類全部ヲ別置トシテ、更ニ後日ノ決定ニ譲リタシ、

一、勅封 九拾六番ノ内 二点 別置目録添

一、引継第拾五番 仮名消息以下一六二点(抹消)「五拾九点」

別置目録添

一、干支 西ノ内 類聚三代格 四卷

西宮記 一卷

新任弁官抄 一卷

右、何レモ別置トシ、更ニ後日ノ調査ヲ俟ツコト、シタシ、

【史料B】

(前略)第二期勅封御物の箱番号と旧番号等の対応表は省略

以上ノ外、此際番号ヲ附セサル(落第セシ分)御物

勅封 九十六番 二点

旧引継 十五番 四一点

〃同 十六番 二点

〃同 十七番 (朱書)「九一」点 (抹消)「八〇」

〃同	三十一番	二点
〃同	三十四番	三点
〃同	三十五番	七点
〃同	三十六番	三点
〃同	三十七番	三点
〃同	三十八番	八点

掲載史料二点は、昭和二年六月二十五日に臨時東山御文庫取調掛幹事工藤壮平に送付されたものの下書きで、同掛の整理事業完了式が六月十八日に行われた直後にあたる。これは、予定されている昭和天皇への事業報告の際に、報告書に記入するための資料として急遽作成されたものである。⁽²⁵⁾【史料A】

は勅封御物から除外された別置御物全体の概要を示し、【史料B】はそのうち第一期勅封御物第九六番と引継宸翰第一五〇十七、三一、三四〇三八番から除外された御物の点数が記載されている。【史料B】傍線部に、第一期勅封御物に続く通し番号（第一〇一番から第一八五番）が付けられなかった（別置された）御物を「落第」と表記されている点も注目される。他方、勅封に組み込まれることを「昇格」と表現されていたようである。⁽²⁶⁾

以下、【史料A】の除外御物を各旧目録から特定し、第二節では昇格と除外の選別基準について論じたい。

(一) 引継宸翰第二二番・三十三年調宸翰第二五番・侍従封御物第一番、第三番

【引継宸翰第二二番】：「引継宸翰目録」三（識別番号三五六八一）に「日次案（後桜町院中評定）」（天明二年から寛政十三年）二〇冊が記載されている。後桜町上皇院中番衆所日記に該当するだろう。

【三十三年調宸翰第二五番】：「三十三年宸翰目録」（識別番号三五六八六）に、「外様言渡」（天明八年二月一日から天保十二年五月十六日）九冊、「小番詰以下備忘」（安政二年十一月から慶応三年正月）七冊、「日次案」（文化十四年から天保十一年）二四冊が記載されている。「日次案」は光格上皇院中番衆所日記に該当すると推測される。

【侍従封御物第一番】：「侍従封目録」（識別番号三五四四八）に、「洞裏日記」等（寛文六年九月二十一日から延宝八年八月・無外題）五二冊が記載されている。後水尾上皇の時期の史料であろう。

【侍従封御物第三番】：同じく「院中番衆所日記」として「日次案写」等（享保二十年三月から寛延三年）八冊が記載されている。中御門上皇院中番衆所日記に該当するだろう。

(二) 「長秋記」・「平兵部記」

現在の研究ではこの「長秋記」は藤原定家他が嘉禄元年（一二二五）頃に書写したものとされる。「平兵部記」も藤原定家他が仁治元年（一二四〇）七月以降に書写したものとされている。⁽²⁷⁾つまり、いずれも天皇の宸筆による写本ではないことになる。

(三) 記印御物

「女房日記」が主体とされている。女房日記は「御湯殿上日記」に代表される女官による日記であるが、「記印目録」（識別番号三四五八六）第一番（三番、五番）一三番等に多量の「御湯殿上日記」類が記載されている。記印御物からは光格天皇宸翰類を第二期勅封の第一八四番に昇格させたが、残り「全部」が別置に除外されたと考えられる。

(四) 第一期勅封御物第九六番および引継宸翰第一五番他

第一期勅封御物第九六番からの二点と、引継宸翰第一五番他の九箱から除外された一六二点⁽²⁸⁾については、それぞれ「別置目録」に記入されているとある。この別置目録を表にまとめたのが後掲の【表一 別置目録】である。これによれば、勅封御物第九六番の二点とは、後醍醐天皇宸翰（古今和歌集歌切）と後宇多天皇宸翰（短冊）である。また、引継宸翰からは歴代天皇の宸翰や古筆手鑑等が除外されたことが判明する。

（五）干支宸翰

干支宸翰からの除外御物は、西印の箱より「類聚三代格」・「西宮記」・「新任弁官抄」で、いずれも現在は書陵部図書寮文庫に所蔵されているものである。

以上の特定作業から、除外御物には院中番衆所日記や御湯殿上日記に代表される、院御所や禁裏御所で作成された日記、類聚三代格や西宮記などの平安時代編纂の法令集・儀式書、後醍醐天皇宸翰や古筆手鑑などの歴代天皇の宸翰類が含まれていたことがわかる。

第二節 昇格と除外の選別基準

本節では前節で特定した御物がなぜ除外されたのか、史料の性格を検討したうえでその基準について分析したい。

①宸翰として伝来したが、偽物である可能性が高いと判断された御物

臨時東山御文庫取調掛の大正十五年十二月協議案⁽²⁹⁾に、「勅封第九拾六番ナル後宇多天皇、後醍醐天皇等ノ如キ歴然タル偽物ヲ取除クベキヤ否ヤノコト」。さらに「勅封以外、即チ引継等ノ整理ニツキ除外スベキモノニ関スルコト／参考 引継第拾六番・第拾七番等ナル軸掛物・手鑑等ノ場合」と記さ

れている。つまり、前節（四）で特定した第一期勅封御物第九六番の宸翰二点は、鑑定の結果「歴然タル偽物」と判断されたため除外されたのである。

もともとこの第九六番の箱には、他に後奈良天皇宸翰御詠草が計一九枚含まれていたが、いずれも明治三十年六月十四日に、京都行幸中の明治天皇の御用度品として買い上げられたものである。⁽³⁰⁾つまり、歴代天皇から相伝されたというような由緒も存在しない。そのため、「サシタル御伝来品ニアラスシテ、明ニ偽物ト認ムヘキモノハ之ヲ除外スルコト」という当初から設定されていた選別基準に従って宸翰二点が除外せられたのではないだろうか。

また、引継宸翰から除外された多数の歴代天皇宸翰類も、【史料A】の下書きに「右、何レモ宸翰ニアラザルニ付キ、今暫ク別置トシ、後日ノ調査ヲ俟ツコト」とあり、宸翰の真贋が選別基準になっていたと考えられる。特に、【表一 別置目録】からは鑑定家の極札が添付された宸翰類が多いことが看取できるが、いずれもその内容に疑問符が付いたと考えざるをえない。

同様に、干支宸翰からの除外御物も宸筆の真贋が判断理由と考えられる。

旧目録の「干支宸翰目録」三（識別番号三五六八五）の西印第二六号によれば、「類聚三代格」四巻は「御外題・御本文共、後西院帝宸翰」とあり、「新任弁官抄」は「御外題後桜町帝宸翰」と記されている（「西宮記」については特に注記がない）。すなわち、この「類聚三代格」は後西天皇による江戸時代の写本で、「新任弁官抄」は外題のみが後桜町天皇の宸筆として伝来していたことになる。しかし、これらが除外されたということは、いずれも宸筆ではないと判断された可能性が高い。実際、この「類聚三代格」は巻末奥書から鎌倉期の写本であることは明瞭であり、⁽³¹⁾書写年代・記手に関する過去の鑑定が両方誤っていたことになる。

②宸筆ではない御物（公日記や、記主が天皇以外の日記）

【史料A】において「院中番衆所日記ハ女房日記等ト同類ナルヲ以テ、暫ク別置ト」する、と除外理由が示されている。そもそも院中番衆所日記とは、院御所に参番した公卿・殿上人（院参衆）が輪番で記した日記で、仙洞御所で作成された公務上の日記（公日記）にあたる。同時に侍従封御物第一番の「洞裏日記」等も後水尾上皇の公日記に、三十三年調宸翰第二五番中の「外様言渡」と「小番詰以下備忘」も、史料名から禁裏小番等の公務上作成された史料の一種と推測される。⁽³⁵⁾ いずれも記印御物の主体を構成していたとされる女房日記（御湯殿上日記等）と同性格の公日記であり、天皇自身による日記（宸記）とは大きく性格の異なる史料である。

また、宸筆ではないという観点からは「長秋記」や「平兵部記」も同様に扱われたことが、以下の決定事項から窺える。

記印ノ内、日記並ニ会計書類、及ヒ長秋記・兵部記等ハ今回ノ通シ番号中ニハ加ヘサルコト、又各引継宸翰中ヨリ選出シタル残部ハ、今日迄ノ引継宸翰ノ如キ地位ニ置カル、コト、シタシ、右方針ニテ取調ヲ行フコト⁽³⁶⁾

記印御物中の公日記等と、「長秋記」や「平兵部記」を一括して除外すると決定されている。なお、会計書類に該当する史料として、さしあたり別置一五―三三の「禁裏御賄御入用見合差引書」全六五冊や、別置一五―三四の「禁裏御入用金銀高書付」五⁽³⁸⁾点などを挙げておく。いずれも近世朝廷の会計に関する史料で宸筆とは思われない。

「長秋記」のような藤原定家他の手による最古写本であっても、宸筆ではない以上、公日記と同様に勅封御物に昇格されなかったと考えられる。⁽³⁹⁾

③宸筆部分の有無

干支宸翰の西印第二六号からは「類聚三代格」等が除外されたが、実はこれらと同じ箱に収められていた「江家次第」と「水黄記」は、それぞれ勅封一七七―四二と勅封一七七―四三⁽⁴⁰⁾に昇格している。「干支宸翰目録」三によれば、「江家次第」は「御上包後桜町帝宸翰／御外題後西院帝宸翰」、「水黄記」は「御外題中御門帝宸翰」との注記があるので、この鑑定は正しいものと判断されたのであろう。ここから、本文が宸筆ではないと伝来していたものでも、外題などのわずかな部分でも宸筆部分があれば昇格されたと推測できよう。⁽⁴¹⁾

④その他

以上の分析の結果、同じ性格の史料と考えられるのに勅封御物と別置御物に分かれて収蔵されることになったものがあることに気づく。公日記として除外された院中番衆所日記である。第一期勅封御物九一番―九二番には後桜町上皇院中番衆所日記全二四冊が、同じく第九三番―九四番には霊元上皇院中番衆所日記全四五冊が勅封のまま移行している。⁽⁴²⁾ しかも、除外された後桜町上皇院中番衆所日記（天明二年から寛政十三年（一七八二―一八〇一）二〇冊は、勅封御物九一番の一二冊（明和七年から天明元年（一七七〇―一七八一）と、第九二番の一二冊（享和二年から文化十年（一八〇二―一八一三）の欠落部分に当てはまる年次となっている。つまり、この三群の史料はもとは連続していた可能性もある。⁽⁴³⁾ それにもかかわらず分かれて収蔵された理由として、次の二点が想定される。第一に、勅封のままとされた二種類の院中番衆所日記の外題が、宸筆であると判断された可能性である（除外された方には宸筆の注記はない）⁽⁴⁴⁾。第二に、第一期勅封御物の現状変更は

できるだけ行わない方針が適用された可能性である。つまり、第一期勅封御物に関しては、最初から公日記だが勅封として伝来したものを、無理に除外する必要はなかったとも考えられる。同時に、引継宸翰の後桜町上皇院中番衆所日記だけを昇格させてしまうと、第二期勅封御物から除外した他の公日記類との関係に矛盾が生じることを避けることも考慮されたのではないだろうか。ただ、除外された御物原本を見えていないため、これ以上の確定は困難である。⁽⁴⁵⁾

以上、昇格と除外の選別基準について考察してきた。その結果、本物の宸翰とする過去の鑑定が正しいかどうか、記主が天皇でなくても部分的に宸筆箇所があるかどうかなどが選別基準の原則とされていたと考えられる。⁽⁴⁶⁾

こうして臨時東山御文庫取調掛によって勅封から除外された御物は、別置御物第一番～第十九番の全二二箱（第五番と第六番が各二箱）にまとめられたようである（【図 臨時東山御文庫取調掛による選別作業】・【表二 別置御物一覧】⁽⁴⁷⁾を参照）。

第四章 その後の別置御物

臨時東山御文庫取調掛による整理後、別置御物の扱いはどのように検討されたのか。この手がかりになるのが、昭和六年段階での侍従職の構想である。⁽⁴⁸⁾これによれば、東山御文庫の「理想的整理方針」が実現するまでの間、「暫定的整理案」により対応するとある。

（前略―筆者注、以下同様）

二、京都御文庫ノ理想的整理案

（一）京都御文庫中、東山御文庫及乾御文庫ニ格納セル勅封書類ハ、曩ニ臨時東山御文庫取調委員会^(マ)ニ於テ取調整理ヲ完了シタルモノニシテ、其ノ保存容器モ完全シ、詳細綿密ナル目録モ備ハレリ、

本来、乾御文庫へ収納ノ分ハ、（中略）将来、現存ノ東山御文庫ノ傍ニ完全ナル御文庫ヲ新設シテ、乾御文庫内ノ勅封書類、其ノ他将来京都御文庫収納品中、勅封トナリタル物品ヲ収納スルコト、

（尚、新設御文庫ノ位置ハ、二条離宮内ニ之ヲ求ムルヲ可トスルノ説アリ）

（二）東山御文庫・乾御文庫ニ收容ノ勅封書類以外ノ京都御文庫収納品ニ付、適當ナル機会ニ於テ、再取調委員会ヲ設置シ、徹底的取調ヲナシ、勅封物品其ノ他保存ノ要否ヲ決定スルコト、

但シ、曩ノ臨時東山御文庫取調委員会^(マ)ニ於テ、将来共勅封トセス、図書寮又ハ御物掛ニ引継クヲ適當トスト決議シタルモノ

ハ、適當ノ機会ニ於テソノ引継ヲナスコト、

この理想的整理方針のうち、別置御物に関しては（二）が関係する。侍従職では勅封以外の御物を徹底的に調査するため、かつての臨時東山御文庫取調掛のような調査組織の再設置を希望していたのである。勅封御物には詳細な目録が作成されたように、勅封以外の御物についても完備された目録作成を経て保存の要否を判断する必要があると認識されていたようである。ただし、傍線部にあるようにこれらの対象から外されるべき御物群が存在していた。これが別置御物のことであり、以下の暫定的整理案において取り上

げられている。

三、京都御文庫暫定的整理案

理想的整理案ハ、之ガ実現ニハ相当ノ歲月ヲ必要トスベキニヨリ、茲ニ暫定的整理案ヲ設ケントス、

(一) 東山御文庫及乾御文庫ハ勿論、各御文庫ノ周囲ニ適當ナル植樹計画ヲナス等、類焼予防ノ方法ヲ講ズルコト、

(二) 従来ノ目録不完全ナルヲ以テ、新ニ様式ヲ定メテ京都御文庫仮目録(東山、乾両文庫ヲ除ク)ヲ作成シ、曝涼時ニ際シ、各侍従分担シテ之ヲ訂正シ、比較的詳細正確ナル東山御文庫目録ヲ完成スルコト、

(三) 各御文庫ニ付、暫定的整理方針ヲ左ノ如ク定ムルコト、

(イ) 乾御文庫

(中略)

(ロ) 内庭御文庫第一番

東山御文庫別置書類、大正天皇東山御文庫御納品及八重菊御紋散長棹入御宸翰類ヲ格納シアルガ、別置書類(侍従封)ハ臨時東山御文庫取調掛ノ取調ノ結果、将来共勅封ニ編入セズ、図書寮又ハ御物掛ニ引継グヲ可トスルモノ大部分ヲ占ムルヲ以テ、其ノ一部ニ付、侍従長ニ於テ京都御文庫中ニ保管スルヲ適當ト認ムルモノノ外ハ、其決議ヲ尊重シ、適當ノ機会ニ於テ夫々引継ヲ了スルコト、

(中略)

(ハ) 内庭御文庫第二番

(中略)

(ニ) 内庭御文庫第三番

懷紙・短冊・詠草歌生類・御会写・御製写、其他ヲ格納シアルガ、右ハ臨時東山御文庫取調掛ノ決議ニヨリ、図書寮ヘ引継グヲ適當トスルモノ大部分ヲ占ムルモ、其ノ中ニ御歴代ノ宸筆 皇族ノ御筆等混入スベキヲ以テ、図書寮ニ引継後、之ヲ発見シタル場合ニハ、返還セシムルヲ条件トスルコト、尚図書寮ヘ引継ノ時期ハ、図書寮ニ於テ徒ニ死蔵スルニ至ラザル様、適當ノ機会ニ於テ之ヲ実行スルコト、

まず、(二)において、直ちに調査機関の再設立が望めない以上、勅封以外の御物目録の作成作業は曝涼時に侍従によって行う方針を取らざるをえなかったことがわかる。曝涼という限られた期間での作業である以上、完成までに時間のかかる方法であることは容易に想像できる。

また、別置御物に関して注目されるのは(三)の(ロ)と(ニ)である。

(ロ)では別置御物の大半は臨時東山御文庫取調掛によって、将来も勅封に編入せずに図書寮または御物掛⁽⁴⁹⁾に引き継ぐべきと決議されていたとあり、引き続き京都保存が適していると判断される一部を除き、侍従職はこれを実行するつもりだったことがわかる。さらに、(ニ)では別置御物とは別に未整理の懷紙・短冊類があり、これも臨時東山御文庫取調掛によって、図書寮へ引き継いだうえで調査・整理を行ってもらうのが適當と判断されていたという。この懷紙・短冊類は第二章で引継宸翰や三十三年調宸翰と関連性がある指摘されていた御物群のことを指すとみて良いだろう。

これによれば、臨時東山御文庫取調掛は別置御物について、将来も勅封に

昇格させる必要はないと判断していたことになる。そして、その大部分を図書寮等に引き継ぐべきと決定していたのである。【史料A】を読んでもそこまで解釈できるか疑問を感じるし、他にこれを裏付ける史料が確認できていないので断定しかねる点ではある。そのため、ここでは昭和六年段階で侍従職ではそのように認識されていた、と理解しておく⁽⁵⁰⁾。

すなわち、臨時東山御文庫取調掛が決定したのは、勅封に昇格すべきか除外すべきかという判断までで、それ以上の分析は後年の研究に譲ることにされたようである。侍従職としても、なお未整理の短冊類などは一定条件下で図書寮による調査を希望していたことは史料にある通りで、そのため、引き継ぎ後に図書寮においてただ「死蔵」されることを警戒していたのである。

その後の詳しい経緯は不明だが、結局、別置御物等の図書寮引き継ぎが実現することはなく、東山御文庫に所蔵されたまま現在に至っているのである。

おわりに

東山御文庫御物のうち、勅封御物については、戦後宮内庁書陵部によるマイクロフィルム撮影が許可されていることに加え、近年では平成十五年（二〇〇三）から東京大学史料編纂所でもマイクロ閲覧が可能になるなど、⁽⁵¹⁾ 学術研究上の利用環境も良くなっているといえる。

しかし、別置御物については一部を除いてそのような機会が訪れることもなく、ようやく宮内庁書陵部編修課による調査（目録作成作業）が始まったのが平成十九年度からである。昭和六年の侍従職構想から数えると、実に約七五年経過していたことになる。もちろん、調査はまだ継続中であり、別置

御物の全体を把握するにはまだ時間が必要になるだろう。

ただ、臨時東山御文庫取調掛による勅封御物と別置御物の選別作業は、宸筆であるか否かなどを基準に行われたと考えられ、特に別置御物の持つ史料価値や内容分析等は後日の調査に委ねられたことになる。現在進められている目録作成作業とマイクロフィルム撮影作業は、それを可能にする環境整備の前提条件をなすものであり、これらに取り組みつつ、別置御物の分析を進めていくことが今後の課題となるだろう。

注

- (1) 「長秋記」一二卷（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号五五三一一九）。
- (2) 「平兵部記」一四卷（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号五五三一二〇）。
- (3) 「類聚三代格」四卷（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号五五三一二二）。
- (4) 「新任弁官抄」一卷（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号五五三一二三）。
- (5) 「西宮記」一卷（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号五五三一二四）。
- (6) これらについては『皇室の至宝 御物十一 書跡Ⅱ』（毎日新聞社、一九九二年）所収の各解説文を参照のこと。他に平林盛得「冷泉家旧蔵『長秋記』『平兵部記』の史料価値について」（三の丸尚蔵館展覧会図録『古記録にみる王朝儀礼』一九九四年）。
- (7) 『新訂増補国史大系二五 類聚三代格・弘仁格抄』（吉川弘文館、一九三六年）。
- (8) 是澤恭三『御湯殿上日記の研究』伝播編一～六（『日本学士院紀要』一五二二）～一七（二）、一九五七～一九五九年）。この中で別置御物に含まれる「江戸中期貞享四年夏以後の御湯殿上日記」について、「所謂御文庫本とは別に置かれていて、その封も勅封ではなく、これに准ずる侍従封とされ、黒の大きな長持の中に格納されていて、ほぼ江戸末期までに及んでいる」とし、「全約四百五十冊に及」ぶと紹介されている。
- (9) 『書陵部紀要』六一号（二〇〇九年）以降に掲載されている。

(10) 北啓太「明治以後における東山御文庫御物の来歴」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』一、思文閣出版、二〇〇三年。初出は二〇〇〇年)。なお、「京都諸御文庫ノ沿革及現況」(調査課「昭和六十二年 世伝御料建物及動産調査委員会」録)十(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号一六六二一〇)第一五号文書所収)からも適宜補足しておく。また、現在勅封御物は第一八六番、第一八九番までも存在するが、これらは臨時東山御文庫取調掛による調査後に追加されたもので、本稿では取り上げない。

(11) 「東山御文庫勅封御物目録」一〇五(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三五八九四〇三五八九八。旧函架番号 明一六二二)。大正十三年に臨時帝室編修局が侍従職所蔵の目録を筆写したもの。以下、本稿で取り上げる宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵の旧目録類は、全て臨時帝室編修局による写本である。

なお、東京大学史料編纂所にはこれより少し早い時期の目録「京都御所東山御文庫書類目録」一〇六(請求記号RS四一〇一一)がある。同所所蔵の東山御文庫目録類については、飯倉晴武「史料編纂所所蔵「東山御文庫目録」と現御文庫目録との関係」(『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』一九九八年度、二〇〇〇年度科学研究費補助金(基盤研究(A))研究)研究成果報告書、二〇〇一年)も参照のこと。

(12) 「引継宸翰目録」一〇四(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三五六七九〇三五六八二。旧函架番号 明一五四八)東京大学史料編纂所には同じ侍従職の目録を写した「大正四年調 引継宸翰掛 京都御所東山御文庫宸翰目録」一〇四(内題「大正四年調 引継宸翰目録 侍従職」、請求記号RS四一〇一一五)と、それより時期が遡る「宸翰掛引継 京都御所東山御文庫書類細目録」(請求記号RS四一〇一一四)がある。

(13) 「三十三年宸翰目録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三五六八六。旧函架番号 明一五五〇)。東京大学史料編纂所には明治三十六年段階の現状を示す「明治三十三年調 京都御所東山御文庫書類目録」(請求記号RS四一〇一一六)がある。

(14) 「干支宸翰目録」一〇三(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三五六八三〇三五六八五。旧函架番号 明一五四九)。

(15) 「侍従封目録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三五四四八。旧函架番号 明一四七八)。東京大学史料編纂所には同じ侍従職の目録を写した「大臣封 京都御所東山御文庫書類目録」(内題「大正六年九月調 大臣封目録 全従壹番至六番 侍従職」、請求記号RS四一〇一一七)がある。筆写年代は大正十四年三月(東京大学史料編纂所所蔵「東山御文庫御書類謄写校合日記」(請求記号RS四一〇一一二)より)。

(16) 「記印目録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四五八六。旧函架番号 明一八二一)。東京大学史料編纂所には同じ目録「記印 京都御所東山御文庫書類目録」(内題「東山御文庫 記印目録」、請求記号RS四一〇一一九)がある。筆写年代は大正十四年三月(前掲「東山御文庫御書類謄写校合日記」より)。

(17) 「明治天皇宸翰其他雑々 昭憲皇太后御筆目録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三七二〇三。旧函架番号 明一九二二)。

(18) 大臣官房調査課「大正二年 経済会議録」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二一七六〇一一)第六六号文書。調度寮「大正二年 会計予算決算録」一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二五二一一)第四七号文書。

(19) 大臣官房総務課「大正二年 例規録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三三八)第一三三号文書。図書寮「大正六年 展覧会録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号乙三四二二)第三号文書。

(20) 「大正十三、昭和二年 東山御文庫取調録」四 目録等ノ部(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号一〇九六〇一四、第二号(一一) (一一八) 文書。国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顕関係文書」書類の部三六「御物整理に関する書類」所収。河井修氏所蔵「大正十三年十月以降 東山御文庫取調二関スル協議協定事項其他」。なお、第一回会議の開催日時と議論の範囲は、河井修氏

所蔵史料から確定できた。これは臨時東山御文庫取調掛を務めた内大臣秘書官長河井弥八（後に侍従次長）保管の史料で、宮内省十三行野紙にペン書きされたものである。利用を許可してくださった河井氏に感謝申し上げたい。

また、「大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」一〽五（識別番号一〇九六〇―一〽五）は、同掛の活動実態を示す公文書を多く含むが、出所の異なる史料が全五冊に製本されたもので史料の性格を把握する際には注意を要する。

「取調録」一 要書ノ部、「取調録」二 目録ノ部一、「取調録」三 目録ノ部二、「取調録」四 目録等ノ部の第一号文書は、元はそれぞれ長官官房総務課所蔵「大正十三年 要書綴」、「東山御文庫調査函別一覧表」、「御文庫目録書類」、「御道具書類」、「取調中御文庫入物品目録」に該当し、昭和四十六年に書陵部図書課公文書係に移管された後に現在の状態に製本されたものである（書陵部図書課「昭和四十六年 公文録」〈宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号一二三〇〇〉第一号文書）。また、「取調録」四 目録等ノ部の第二号文書は、図書頭杉栄三郎保管の史料「御物管理及臨時東山御文庫取調書類」で、昭和四十四年書陵部に寄贈されたものである（書陵部図書課「昭和四三〽四四年 公文録」一〈識別番号一二二九八―一〉昭和四十四年第八号文書）。「取調録」五 財務ノ部の移管経緯は不明だが、内蔵寮または長官官房主計課から移管されたものではないだろう。

(21) 「大正十四年」五月一八日協議事項「大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」四 目録等ノ部、第二号（三三）文書。前掲「大正十三年十月以降 東山御文庫取調二関スル協議協定事項其他」。なお、主査とは臨時東山御文庫取調掛囑託の東京帝国大学教授黒板勝美、同史料編纂官辻善之助、京都帝国大学教授吉澤義則、同内藤虎次郎を指す。掛長は宮内次官関屋貞三郎である。

(22) 「大正十四年七月十三、十四両日協議事項」大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」四 目録等ノ部、第二号（三八）文書。前掲「大正十三年十月以降 東山御文庫取調二関スル協議協定事項其他」。

(23) 「大正十四年六月十四日」協議事項「大正十三〽昭和二年 東山御文庫取

調録」四 目録等ノ部、第二号（三五）文書。前掲「大正十三年十月以降 東山御文庫取調二関スル協議協定事項其他」。

(24) 「大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」一 要書ノ部、第六一号文書。掲載史料は毛筆だが、他に鉛筆書きの下書きも収められている。

(25) 昭和二年六月二十一日付黒板勝美宛工藤壮平書簡（大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」一 要書ノ部、第六〇号文書）。「昨日までハ新勅封の内容・大要等ハ、之を報告書中ニ入れず、一切御目録ニ譲るつもりニ致居候処、右御目録ハ御手元差出候ハ十・十一月の頃とも可相成やニ存候、就てハ勅封を願ふニ其内容を少々ニても申上置かずば説明の手が、りもなき事と可相成、就てハ之れを右報告書中ニ収むる事と致すの外無しと存候、其他新勅封中ニ入らざるもの、及御道具の新ニ勅封中ニ入るへきもの等、例の廿五日頃迄ニ落手候様御送付相願度、報告書ハ来月末日提出の事ニ致居候間、取急如此候」

(26) 「大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」一 要書ノ部、第六一号文書所収（記印ノ内昇格分ノ右ノ内、宸翰・御点添等アルモノヲ集メ、勅封通シ番号ニ列記スルコト、シタシ）。その他、勅封御物への「編入」とか、勅封御物からの「除外」などの表現もあるが一定していないようである。

(27) 前掲平林盛得「冷泉家旧蔵『長秋記』『平兵部記』の史料価値について」。

(28) ただし、【史料B】では引継宸翰から除外された御物は一六〇点であり、後掲の【表一 別置目録】では、収納箱を除くと一五九点である。どれが正しいのかは、別置御物調査の完了後でなければ判明させられないだろう。

(29) 「大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」四 目録等ノ部、第二号（四八）文書。ただし、この協議案がいつ決定事項となったのか特定しがたい。当初十二月四日に予定されていた会議は、大正天皇の病状悪化等をうけて「来春迄延期」されたからである。しかし工藤壮平の電報によれば十二月三日に「打合せ」が開催されたようなので、あるいはその日に参加メンバーを減らして決定されたのかもしれない（「大正十三〽昭和二年 東山御文庫取調録」一 要書ノ部、第三五号文書）。

(30) 調度局「明治三十年 用度録」五 行幸啓ノ部五（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号八二七―五）。

(31) 吉岡眞之「類聚三代格」（前掲『皇室の至宝 御物十一 書跡Ⅱ』所収）。鹿内浩胤『日本古代典籍史料の研究』（思文閣出版、二〇一一年）後編第二章「東山御文庫十一冊本『類聚三代格』について」（初出は二〇〇六年）も参照のこと。

(32) 本田慧子「後桜町上皇院中番衆所日記」・「靈元上皇院中番衆所日記」（『皇室の至宝 東山御文庫御物』二、毎日新聞社、一九九九年。二二二頁）。なお、引継宸翰第二二番の後桜町上皇院中番衆所日記の写本は「院中評定日次案」（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号二六〇―五八）が、三十三年調宸翰第二五番の光格上皇院中番衆所日記は「洞中日次案」（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号二六〇―七一）が該当すると思われる。いずれも大正期の写である。

(33) 斎木一馬編著『古記録学概論』（吉川弘文館、一九九〇年）。村和明「近世朝廷における公日記について―執次「詰所日記」の部類目録を中心に―」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』四、思文閣出版、二〇一二年）。

(34) 東京大学史料編纂所に以下の三種の謄写本が所蔵されている。「京都御所東山御文庫記録 丁六、七、十一、十二、十四、十七、二十二」（請求記号二〇〇―一―二九一―三〇一）。「京都御所東山御文庫記録 丁一、五、八、十、十三、十五、十六、二十三、二十四」（請求記号二二〇―一―一八―一三）。「京都御所東山御文庫記録 癸一、十」（請求記号三〇〇―一―一二九―一三八）。前二者は大正十四年謄写、後者は大正三年謄写である。なお、山口和夫「近世史料と政治史研究―江戸時代前期の院近臣の授受文書を中心に―」（石上英一編『日本の時代史三〇 歴史と素材』吉川弘文館、二〇〇四年）において、この史料が利用されている。

(35) 本田慧子「近世の禁裏小番について」（『書陵部紀要』四一、一九八九年）。武部敏夫「議奏日次案に就いて」（高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年所収）も参照のこと。また、年代は異なるが国立公文書館所蔵「議奏記録」（請求番号特〇九九―〇〇〇二）全三四冊中、

二三卷―二七卷が「外様言渡之記」（嘉永三年十一月八日―慶応四年三月五日）として収められている。

(36) 「昭和二年五月二十七日打合せ 協定事項」（大正十三、昭和二年 東山御文庫取調録）一 要書ノ部、第五二号文書。会議参加者は取調掛嘱託内藤虎次郎・黒板勝美・辻善之助・吉澤義則、幹事日野西資博・工藤壮平、取調嘱託高柳光寿・岩橋小弥太・鈴鹿三七・相田二郎・坂本太郎・出雲路通次郎。

(37) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム六九三二。「記印目録」第一〇番第一号。

(38) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム六九三三。「記印目録」第一〇番第一号。その他、記印御物からの除外御物には維新期の史料も多いが、これら個別の史料については別に論じることにする。

(39) 公日記にあたる史料であっても、宸筆であれば昇格した可能性は高かったと思われる。実際、第二期勅封御物には正親町天皇宸筆とされる「御湯殿上日記御拔書」（勅封一八―二―二二、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム二二四一。高田義人「御湯殿上日記御拔書」『皇室の至宝 東山御文庫御物』三、毎日新聞社、一九九九年。二七四―二七五頁）がある。これは引継宸翰第一八番第二号中から昇格した例である（『引継宸翰目録』三）。また、第一期勅封御物には靈元天皇宸筆とされる「長秋記」（勅封三一―五―八、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム八三。尾上陽介「長秋記」『皇室の至宝 東山御文庫御物』一、毎日新聞社、一九九九年。二二―二二三頁）が存在している。除外された「長秋記」も宸筆であればこれらと同様に扱われたのではないだろうか。

(40) 「江家次第」（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム四六八九。相曾貴志「江家次第」『皇室の至宝 東山御文庫御物』五、毎日新聞社、二〇〇〇年。一七五頁）。「水黄記」（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム二二二、高田義人「水黄記」『皇室の至宝 東山御文庫御物』五、一七五―一七六頁）。

(41) 宸翰部分の鑑定とは少し異なるだろうが、臨時東山御文庫取調掛の取調嘱託を務めた坂本太郎は、取調掛嘱託黒板勝美の作業について、「先生は各頁の随所

に施された小字の朱筆の校合の筆跡を見て、これは後西さんだろう、これは靈元さんといって、同意を求められる。前にこれと同じのがあった。出してみよう。こちらはまだ小さい文字を宸翰かどうか識別する能力はないし、まして前のどれと同じであるか記憶もない。カードには校合何天皇というような記入はなかったが、先生によって校合が宸翰であることを記した所はかなり多い」と回想している（坂本太郎「古代史の道―考証史学六十年―」（『坂本太郎著作集第十二巻 わが青春』吉川弘文館、一九八九年）。昇格した御物の選別作業の一端が窺えるように思われる。

(42) 「後桜町上皇院中番衆所日記」（宮内庁書陵部図書寮文庫マイクロフィルム三三八一―三三八三、二二三四―二二三六）。「靈元上皇院中番衆所日記」（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム三三八四―三三八六、五三八四―五三九三）。

(43) 「合印御書類目録」（東京大学史料編纂所所蔵「京都御文庫取調諸記」（請求記号RS四一〇一―一二三）所収）によれば、現在の勅封第九一番―九四番の院中番衆所日記は明治五年段階でそれぞれ第二八番―三一番の箱だった。この目録には他に院中番衆所日記として合印第二六番と二七番が記されている。除外された侍従封第三番の院中番衆所日記八冊は史料年代から合印第二六番だったと特定できる。ただし、後桜町上皇院中番衆所日記が合印第二七番に該当するかどうかは断定できない。

(44) 旧目録の「東山御文庫勅封御物目録」五によれば、後桜町上皇院中番衆所日記は二箱とも「御外題光格帝宸翰」、靈元上皇院中番衆所日記は第九三番が「御外題靈元帝宸翰」、第九四番が「御外題中御門帝宸翰」とある。ただ、前掲本田慧子解説文には特に宸筆部分に関する言及はない。

(45) なお、宸筆部分があることと、本来連続した史料であったことの両要素を満たして昇格したと推測されるのが、「三十三年宸翰目録」第三番四三の「無外題日記 自文治五年十月至十二月 十六 庚（玉葉）」である。これは「御内外題靈元帝宸翰」と注記があるが、たしかに番号（十六 庚）や筆跡が第一期勅

封御物第七番に含まれる「玉葉」と連続しているようにみえる。これは現在の勅封七―三三四に昇格している（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム五〇五二）。「大正十三―昭和二年 東山御文庫取調録」一 要書ノ部、第六一号文書所収「御物転換」より）。

(46) 【史料A】において記印御物からの昇格御物は「光格天皇御宸翰類」とあるが、他史料では「宸翰・御点添等アルモノヲ集メ」（大正十三―昭和二年 東山御文庫取調録）一 要書ノ部、第六一号文書」とか、「御身辺ノ御日記類ヲ選ビ」（前掲「京都諸御文庫ノ沿革及現況」）などと表記されており、昇格基準を考えるうえで参考になろう。

なお、本稿で推測した基準をあくまで「原則」と断ったのは、第二期勅封御物の中にも記主が天皇ではない御物が散見されるからである。つまり、選別基準が機械的に適用されたわけでもなかったようである。この点については、箱単位での内容分類の問題や、御物の伝来経緯（由緒）等の要素も加味して検討する必要があるように思えるが、今後の課題とさせていただきたい。

(47) ただし、この表の状態と現在の状況が同一なのかどうかは今後の調査において確認する必要があるだろう。また、現在別置御物には第二〇番が存在する。これは昭和十六年に九条家より献上された「弘仁格抄」二巻（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム五三九三―五三九四）や「西宮記」二巻（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵マイクロフィルム九八七）を含むことで知られるものである。

(48) 「京都御文庫整理ノ件及同曝涼方針ノ件伺」（調査課「昭和六―二十年 世伝御料建物及動産調査委員会録」十、第一五号文書所収）。同年九月十四日付にて侍従長鈴木貫太郎の決裁済みとある。ただし、この史料は謄写版で、原書は確認できていない。

(49) ここでいう御物掛は、この時期大臣官房総務課に設置されていた御物管理掛を指す可能性がある。

(50) ただし、京都保存が望ましいとされた御物がどれなのかは不明である。

(51) 前掲田島公編『禁裏・公家文庫研究』一。

【表 1 別置目録】

	区分	箱番号	号数	枝番	名称	旧目録上の名称	員数	単位	箱員数	箱個数
1	勅封	96	－		古今和歌集歌切	後醍醐天皇宸翰御軸物（御歌切）	1	幅	1	箱
2	勅封	96	－		短冊	後宇多天皇宸翰御短冊 権中納言為條卿添状一通入	1	通	1	箱
3	旧引継	15	1		和歌懷紙	御掛物 御懷紙／但、中後鳥羽院天皇宸翰 一箱／左春宮亮範光筆一箱／右参議左近衛権中将藤原朝臣公経筆 一箱	3	幅	1	箱
4	旧引継	15	2		仮名消息	御掛物 御文／但、後鳥羽院天皇宸翰 川宗極札一枚添	1	幅	1	箱
5	旧引継	15	3		色紙	御掛物 小御色紙／但、後鳥羽院天皇宸翰 日野大納言弘資卿証書一枚及張札一枚添、箱蓋裏ニモ張札アリ	1	幅	1	箱
6	旧引継	15	4		和歌懷紙	御掛物 御懷紙／但、後鳥羽院天皇宸翰	1	幅	1	箱
7	旧引継	15	5		歌切	御掛物／但、後鳥羽院天皇宸翰	1	幅	1	箱
8	旧引継	15	6		犬君放鳥図	御掛物 御画犬若放鳥之図／但、後鳥羽院天皇宸翰 箱蓋裏ニモ張札アリ	1	幅	1	箱
9	旧引継	15	7		新古今集歌切	御掛物 御歌書切／但、後嵯峨院天皇宸翰 新古今和歌集巻七	1	幅	1	箱
10	旧引継	15	8		色紙	御掛物 御色紙／但、龜山院天皇宸翰 極札二枚添	1	幅	1	箱
11	旧引継	15	9		短冊	御掛物 御短冊／但、龜山院天皇宸翰 極札二枚添	1	幅	1	箱
12	旧引継	15	10		短冊	御掛物 御短冊／但、後宇多院天皇宸翰 小書付三枚及極札一枚添	1	幅	1	箱
13	旧引継	15	12		巻物切	御掛物 御巻地／但、伏見院天皇宸翰	1	幅	1	箱
14	旧引継	15	13		歌切	御掛物 巻物切／但、伏見院天皇宸翰	1	幅	1	箱
15	旧引継	15	14		歌切	御掛物 巻物切／但、伏見院天皇宸翰 畠山牛庵外題一枚及古筆了延極札一枚添	1	幅	1	箱
16	旧引継	15	15		小色紙	御掛物 小御色紙／但、後伏見院天皇宸翰	1	幅	1	箱
17	旧引継	15	17		大和物語切	御掛物 歌書切／但、後二條院天皇宸翰 極札一枚添 箱蓋裏ニモ貼付アリ	1	幅	1	箱
18	旧引継	15	18		歌切	御掛物 巻物切／但、後二條院天皇宸翰 畠山牛庵極札一枚及古筆了伴添状一枚添	1	幅	1	箱
19	旧引継	15	19		仮名消息切	御掛物 御文切／但、花園院天皇宸翰 極札二枚添	1	幅	1	箱
20	旧引継	15	20		仮名消息	御掛物 御文／但、後醍醐院天皇宸翰 極札二枚添	1	幅	1	箱
21	旧引継	15	21		新古今続後撰歌切	御掛物 御散書／但、後醍醐院天皇宸翰 古筆了仲極札一枚添	1	幅	1	箱
22	旧引継	15	22		歌切	御掛物 御歌書切／但、後醍醐院天皇宸翰 極札一枚添	1	幅	1	箱
23	旧引継	15	23		和漢朗詠集切	御掛物 朗詠切／但、光明院天皇宸翰 極札一枚添	1	幅	1	箱
24	旧引継	15	24		短冊	御掛物 御短冊／但、崇光院天皇宸翰	1	幅	1	箱
25	旧引継	15	25		歌切	御掛物 御歌切／但、後崇光院天皇宸翰 極札一枚添	1	幅	1	箱
26	旧引継	15	26		披露状	御掛物 御文／但、後崇光院天皇宸翰 極札一枚添	1	幅	1	箱
27	旧引継	15	27		小色紙	御掛物 小御色紙／但、後光厳院天皇宸翰 小書付一枚添	1	幅	1	箱
28	旧引継	15	28		歌切	御掛物 御歌書切／但、後光厳院天皇宸翰	1	幅	1	箱
29	旧引継	15	29		歌切	御掛物 小御色紙／但、後光厳院天皇宸翰	1	幅	1	箱
30	旧引継	15	33		三首懷紙	御掛物 御懷紙／但、後門融院天皇宸翰 神田道伴・朝倉茂入極札二枚及書付一枚添	1	幅	1	箱
31	旧引継	15	34		物語切	御掛物 和文／但、後門融院天皇宸翰 横物	1	幅	1	箱
32	旧引継	15	35		小色紙	御掛物 小御色紙／但、後門融院天皇宸翰	1	幅	1	箱
33	旧引継	15	37		仁徳天皇御影	御掛物 御色紙／仁徳天皇御影御讀 画者不詳／但、後小松院天皇宸翰	1	幅	1	箱
34	旧引継	15	38		新撰朗詠集切	御掛物 詩歌 長安十二衢／但、後小松院天皇宸翰 横物	1	幅	1	箱
35	旧引継	15	40		色紙	御掛物 御色紙／但、称光院天皇宸翰	1	幅	1	箱
36	旧引継	15	41		柿本麻呂歌	御掛物／但、後花園院天皇宸翰 懷紙一枚及神田道伴極札一枚添	1	幅	1	箱
37	旧引継	15	42		短冊	御掛物 御短冊／但、後花園院天皇宸翰	1	幅	1	箱
38	旧引継	15	43		仮名消息	御掛物 御文／但、後花園院天皇宸翰	1	幅	1	箱
39	旧引継	15	44		小色紙	御掛物 小御色紙／但、後花園院天皇宸翰 古筆了仲極札一枚添、箱蓋ニ貼札アリ	1	幅	1	箱
40	旧引継	15	51		色紙	御掛物 御色紙／但、後柏原院天皇宸翰	1	幅	1	箱
41	旧引継	15	60		懷紙	御掛物 御懷紙／但、後陽成院天皇宸翰	1	幅	1	箱
42	旧引継	16	4		懷紙	御掛物 御懷紙／但、後水尾院天皇宸翰	1	幅	1	箱
43	旧引継	16	16		枯木ニ鶴之図	御掛物 御画 かへきに鶴之図／但、後水尾院天皇宸翰	1	幅	1	箱
44	旧引継	17	5		古今和歌集 自第十一卷至第十三卷	御巻物 古今倭歌集巻十一／但、伏見院天皇宸翰 箱中ニ貼札アリ	1	巻	1	箱
45	旧引継	17	8		十五番歌合	御巻物 十五番歌合／但、光厳院天皇宸翰 畠山牛庵極札及小札一枚書面一折添	1	巻		二重箱
46	旧引継	17	10		詞花和歌集	詞花集 巻第壹／但、後小松院天皇宸翰	1	冊	1	箱
47	旧引継	17	11		宛百集	宛百集 文保時代／但、後小松院天皇宸翰 表紙表及裏貼札アリ	1	冊	1	箱
48	旧引継	17	12		十題百首等	御巻物 十題百首／但、称光院天皇宸翰	1	巻	1	箱
49	旧引継	17	28		古今和歌集 上、下	古今和歌集 百首歌合建仁元年／但、靈元院天皇宸翰 巻之壹表紙裏ニ小札貼付アリ	2	帖	1	箱
50	旧引継	17	40		千五百番歌合	千五百番歌合 百首歌合建仁元年／但、靈元院天皇宸翰 巻之壹表紙裏ニ小札貼付アリ	10	冊	1	箱
51	旧引継	17	42		宸翰御手鑑	宸翰御手鑑／但、光厳天皇宸翰 極札一枚貼付アリ（他 13 点あり）	1	帖	1	箱
52	旧引継	17	43		御手鑑	御折本／但、後柏原院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ（他 33 点あり）	1	帖		
53	旧引継	17	44	－	青漆御紋章附御文箱		1	箱		
54	旧引継	17	44	1	経切〔大聖武〕	経文切／但、聖武天皇宸翰	1	枚		
55	旧引継	17	44	2	経切〔大聖武〕	経文切／但、聖武天皇宸翰	1	枚		
56	旧引継	17	44	3	経切〔大聖武〕	経文切／但、聖武天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
57	旧引継	17	44	4	経切	経文切／但、光明皇后御筆 小札一枚貼付アリ	1	枚		
58	旧引継	17	44	5	詠十二首御詠草断片	御詠草／但、後宇多院天皇宸翰	1	枚		
59	旧引継	17	44	6	拾遺集切	歌書切／但、後宇多院天皇宸翰	1	枚		
60	旧引継	17	44	7	後撰集切	歌書切／但、伏見院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
61	旧引継	17	44	8	伏見天皇御詠草〔広沢切〕	歌書切／但、後伏見院天皇宸翰	1	枚		
62	旧引継	17	44	10	仮名消息	女房奉書案／但、後醍醐天皇宸翰	1	枚		
63	旧引継	17	44	11	仮名消息	御文／但、光厳院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	通		
64	旧引継	17	44	12	玉葉集切	歌書切／但、後光厳院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
65	旧引継	17	44	13	伏見天皇御歌集切	御詠草切／但、後門融院天皇宸翰	1	枚		
66	旧引継	17	44	14	続古今集歌切	歌書切／但、後小松院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
67	旧引継	17	44	15	古歌切	御巻地／但、後小松院天皇宸翰	1	枚		
68	旧引継	17	44	16	古歌切	歌書切／但、称光院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
69	旧引継	17	44	17	続古今集歌	御小色紙／但、称光院天皇宸翰	1	枚		

70	旧引継	17	44	18	家集切	歌書切／但、後小松院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
71	旧引継	17	44	19	内裏名所和歌切	歌書切／但、後崇光院太上天皇宸翰	1	枚		
72	旧引継	17	44	20	家集切	歌書切／但、後花園院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
73	旧引継	17	44	21	歌切	歌書切／但、後土御門院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
74	旧引継	17	44	27	物語切	御色紙／但、後柏原院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
75	旧引継	17	44	30	新勅撰集和歌切	御卷地／但、陽光院贈太上天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	通		
76	旧引継	17	44	36	御文假名消息	御文／但、後鳥羽院天皇宸翰	1	通		
77	旧引継	17	44	37	御詠草	御堅詠草／但、後伏見院天皇宸翰	1	通		
78	旧引継	17	44	38	歌切	歌書切／但、後土御門院天皇宸翰	1	通		
79	旧引継	17	44	40	経切	経文切／但、聖武天皇宸翰	1	枚		
80	旧引継	17	44	41	消息切	御文切／但、花山院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	通		
81	旧引継	17	44	42	新勅撰集切	歌書切／但、伏見院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
82	旧引継	17	44	43	拾遺集切	巻物切／但、伏見院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
83	旧引継	17	44	44	伊勢物語和歌切	歌書切／但、後二条院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
84	旧引継	17	44	45	新古今集切	歌書切／但、後醍醐天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
85	旧引継	17	44	46	統後撰集切	歌書切／但、後光厳院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
86	旧引継	17	44	47	新古今集切	歌書切／但、後円融院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
87	旧引継	17	44	48	古今集切	歌書切／但、後小松院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
88	旧引継	17	44	49	和漢朗詠集詩歌御色紙	御色紙／但、後小松院天皇宸翰	2	枚		
89	旧引継	17	44	50	家集切	歌書切／但、称光院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
90	旧引継	17	44	51	古今集和歌御短冊	御短冊／但、後花園院天皇宸翰	1	枚		
91	旧引継	17	44	52	新古今集切	歌書切／但、後花園院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
92	旧引継	17	44	53	御消息切	御文切／但、後花園院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	通		
93	旧引継	17	44	58	御短冊	御短冊／但、正親町院天皇宸翰	1	枚		
94	旧引継	17	44	60	御色紙	御小色紙／但、陽光院贈太上天皇宸翰 極札二枚貼付アリ	1	枚		
95	旧引継	17	44	62	和漢朗詠集断簡	朗詠切／但、宸翰御代不明	2	枚		
96	旧引継	17	44	63	経切	経文切／但、光明皇后御筆 極札一枚貼付アリ	1	枚		
97	旧引継	17	44	64	経書切	経文切／但、嵯峨天皇宸翰	1	枚		
98	旧引継	17	44	65	経切 清水切	経文切／但、後鳥羽院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
99	旧引継	17	44	66	経切 清水切	経文切／但、後鳥羽院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
100	旧引継	17	44	67	経切	経文切／但、後深草院天皇宸翰	1	枚		
101	旧引継	17	44	68	御小色紙	御小色紙／但、龜山院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
102	旧引継	17	44	69	後撰集切	歌書切／但、伏見院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
103	旧引継	17	44	70	歌切	歌書切／但、伏見院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
104	旧引継	17	44	71	新古今集切	歌書切 新古今和歌集巻八 哀傷歌／但、後二条院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
105	旧引継	17	44	72	巻物切	巻物切／但、後二条院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
106	旧引継	17	44	73	後撰集切	歌書切／但、後醍醐天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
107	旧引継	17	44	74	玉葉集切	歌書切／但、後醍醐天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
108	旧引継	17	44	75	統拾遺集切	歌書切／但、後醍醐天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
109	旧引継	17	44	76	古今集切	歌書切／但、後醍醐天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
110	旧引継	17	44	77	後撰集和歌色紙	御色紙／但、光厳院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
111	旧引継	17	44	78	源氏物語切	詞書切／但、後光厳院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
112	旧引継	17	44	79	新古今集切	御色紙／但、後円融院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
113	旧引継	17	44	80	文切	詞書切／但、後円融院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
114	旧引継	17	44	81	巻物切	巻物切／但、後小松院天皇宸翰 小札一枚貼付アリ	1	枚		
115	旧引継	17	44	82	歌切	歌書切／但、後小松院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
116	旧引継	17	44	83	文切	詞書切／但、後小松院天皇宸翰	1	枚		
117	旧引継	17	44	86	金葉集切	歌書切 金葉和歌集巻五／但、後二条院天皇宸翰 極札一枚及小札一枚貼付アリ	1	枚		
118	旧引継	17	44	87	古今集切（宮本切）	歌書切／但、光厳院天皇宸翰 極札一枚及小札二枚貼付アリ	1	枚		
119	旧引継	17	44	88	和漢朗詠集御色紙	朗詠御色紙／但、光厳院天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	枚		
120	旧引継	17	44	89	古今集切	歌書切／但、後光厳院天皇宸翰 極札一枚及小札二枚貼付アリ	1	枚		
121	旧引継	17	44	90	新古今集切	歌書切／但、後円融院天皇宸翰 極札一枚及小札一枚貼付アリ	1	枚		
122	旧引継	17	44	91	鑑定書	（番外か？「端二詠十二首後宇多院云々」）	1	通		
123	旧引継	31	－	－	古筆手鑑		2	帖		
124	旧引継	34	1	－	妙法蓮華経切	御巻物／但、嵯峨天皇宸翰 極札一枚貼付アリ	1	巻	1	箱
125	旧引継	34	2	－	御消息	御掛物／但、後醍醐天皇宸翰 箱裏二書入及極札一枚貼付アリ	1	幅	1	箱
126	旧引継	34	3	－	消息	御掛物／但、後醍醐天皇宸翰 御写壹枚添	1	幅	1	箱
127	旧引継	35	1	－	観普賢経、無量義経	御巻物 御経文／但、後鳥羽院天皇宸翰 神田道伴極札二枚添	2	巻	1	箱
128	旧引継	35	2	－	色紙	御掛物 御色紙／但、伏見院天皇宸翰 極札一枚添	1	幅	1	箱
129	旧引継	35	3	－	歌切	御掛物 御懷紙／但、後伏見院天皇宸翰 牛庵極札一枚添	1	幅	1	箱
130	旧引継	35	4	－	楽散状	御掛物 楽三管役附書／但、後醍醐天皇宸翰	1	幅	1	箱
131	旧引継	35	7	－	詩歌	御掛物 御懷紙／但、後柏原院天皇宸翰 極札及小札一枚宛添	1	幅	1	箱
132	旧引継	35	10	－	色紙	御掛物 御色紙／但、後水尾院天皇宸翰	1	幅	1	箱
133	旧引継	36	1	－	巻物切	御掛物 御懷紙／但、龜山院天皇宸翰 箱蓋裏二極札一枚貼付アリ、外小書付二枚添	1	幅	1	箱
134	旧引継	36	2	－	巻物切	御掛物 御色紙／但、後小松院天皇宸翰 小書付二枚添	1	幅	1	箱
135	旧引継	36	5	－	色紙	御掛物 御色紙／但、後花園院天皇宸翰 小札一枚添	1	幅	1	箱
136	旧引継	37	1	－	歌切	御掛物 歌書切／但、伏見院天皇宸翰 古筆了仲折紙添	1	幅	1	箱
137	旧引継	37	2	－	懷紙	御掛物 古歌／但、後伏見院天皇宸翰 古筆了悦折紙添	1	幅	1	箱
138	旧引継	37	4	－	御詩稿	御掛物 御詩二首／但、後花園院天皇宸翰 古筆了悦折紙一枚添	1	幅	1	箱
139	旧引継	38	1	－	小色紙	御掛物 御小色紙／但、後円融院天皇宸翰	1	幅	1	箱
140	旧引継	38	2	－	連歌切	御掛物 連歌切／但、後小松院天皇宸翰	1	幅	1	箱
141	旧引継	38	5	－	懷紙	御掛物 御懷紙／但、後水尾院天皇宸翰	1	幅	1	箱
142	旧引継	38	9	－	色紙	御掛物 御色紙／但、後柏原院天皇宸翰	1	幅	1	箱
143	旧引継	38	11	－	墨絵達磨図	御掛物 墨絵 達磨之図／但、後桜町院天皇宸翰 小書付壹枚添、狩野政信トアリ	1	幅	1	箱
144	旧引継	38	12	－	懷紙	御掛物 御卷地／但、後伏見院天皇宸翰 古筆了仲極札壹枚添	1	幅	1	箱
145	旧引継	38	13	－	小色紙	御掛物 小御色紙／但、後醍醐天皇宸翰	1	幅	1	箱
146	旧引継	38	17	－	書状	御掛物 御文／但、後醍醐天皇宸翰 御花押アリ	1	幅	1	箱

「大正十三～昭和二年 東山御文庫取調録」1 要書ノ部、第 61 号文書所収の「別置目録」2 種類を統合し、番号順に並べ替えた。ただし、史料名が簡略過ぎるので、該当する旧目録（「東山御文庫勅封御物目録」5〈識別番号 35898〉、「引継宸翰目録」3～4〈識別番号 35681～35682〉）の必要な情報を併記した。

【図 臨時東山御文庫取調掛による選別作業】

	< 勅封御物 >		< 選別対象御物 >		< 別置御物 >
第一期勅封御物	勅封 第 1 番～第 100 番 【第一期勅封御物】	勅封の まま 移行 ←	【第一期勅封御物】 第 1 番～第 100 番	除外 →	勅封第 96 番より 2 点 (後醍醐天皇宸翰、後宇 多天皇宸翰)
第二期勅封御物	勅封 第 101 番～第 140 番 【元引継宸翰】	昇格 ←	【引継宸翰】 第 1 番～第 40 番	除外 →	・引継宸翰第 22 番 (後桜町上皇院中番衆所 日記) ・引継宸翰第 15～17、31、 34～37 番 (宸翰、手鑑類)
	勅封 第 141 番～第 167 番 【元三十三年調宸翰】	昇格 ←	【三十三年調宸翰】 第 1 番～第 27 番	除外 →	三十三年調宸翰第 25 番 (光格上皇院中番衆所日 記等)
	勅封 第 168 番～第 179 番 【元干支宸翰】	昇格 ←	【干支宸翰】 子～亥	除外 →	干支宸翰西印より (類聚三代格・西宮記・ 新任弁官抄)
	勅封 第 180 番～第 183 番 【元侍従封御物】	昇格 ←	【侍従封御物】 第 1 番～第 6 番	除外 →	・侍従封御物第 1 番 (洞裏日記) ・侍従封御物第 3 番 (中御門上皇院中番衆所 日記)
	勅封 第 184 番 【元記印御物】	昇格 ←	【記印御物】 第 1 番～第 13 番	除外 →	記印御物第 1～13 番 (女房日記他)
	勅封 第 185 番 【元番外御物】	昇格 ←	【番外御物】 全 1 箱		
			【長秋記・ 平兵部記】	除外 →	長秋記・平兵部記

【表 2 別置御物一覧】

番号	旧番号等	内 容
第 1 番	侍従封御物第 1 番	洞裏日記
第 2 番	侍従封御物第 3 番	院中番衆所日記
第 3 番	引継宸翰第 22 番	後桜町上皇院中番衆所日記
第 4 番	三十三年調宸翰第 25 番	院中番衆所日記等
第 5 番-1	引継宸翰第 15 ～ 17、31、34 ～ 38 番、干支宸翰	宸翰、手鑑、類聚三代格・西宮記・新任弁官抄
第 5 番-2		
第 6 番-1	記印御物第 1 番の甲	女房之記
第 6 番-2	記印御物第 1 番の乙	
第 7 番	記印御物第 2 番	女房之記
第 8 番	記印御物第 3 番	女房日記
第 9 番	記印御物第 4 番	宝永御払帳 他
第 10 番	記印御物第 5 番	仙洞女房日記
第 11 番	記印御物第 6 番	女房日記
第 12 番	記印御物第 7 番	女房日記
第 13 番	記印御物第 8 番	女房日記
第 14 番	記印御物第 9 番	雑書
第 15 番	記印御物第 10 番	雑書（学習院日記、大学校御布告留 他）
第 16 番	記印御物第 11 番	紫宸殿奉行記 他
第 17 番	記印御物第 12 番	雑書
第 18 番	記印御物第 13 番	弘化文久度諒闇中女房記録 他
第 19 番	長秋記	長秋記・平兵部記

「大正十三～昭和二年 東山御文庫取調録」1 要書ノ部、第 65 号文書をもとに、該当する旧目録や『書陵部紀要』彙報欄から内容を補足した。